

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel 06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax 06-946-8727

◁ 小規模宅地減額割合を10%引上げへ

平成6年度の税制改正では、5兆円規模の所得税減税や不動産市場活性化のための土地税制の緩和等が注目を集めているが、相続税関係でも税率構造の見直し等をはじめとして、大幅な改正が予定されている。

まず、税率構造の見直しでは、現在の最低税率10%、最高税率70%の税率自体に手が増えられることはない模様だが、最高税率適用対象ラインが大幅に引き上げられるとともに、税率適用区分の幅の拡大が図られることになる見込み。

また、現行では定額控除4,800万円、法定相続人数比例控除(1人につき)950万円とされている「基礎控除」も引上げられ、配偶者の税額軽減に関しても、最低保障額8,000万円が1億円に引き上げられる公算が高い。

これとともに、小規模宅地等の減額特例についても、その減額割合の拡大が図られることになりそうだ。これは、特に都市部の事業者や居住者に相続が発生した場合に、引続き事業や居住ができなくなるといったケースが生じていることに対処するための措置であるとされている。

現在、この特例の減額割合は、宅地の20㎡までの部分につき、事業用の場合70%、居住用の場合60%とされているが、これを事業用80%、居住用70%に、それぞれ10%ずつ引上げる方向が有力視されている。

◁ 日々是新(ひびこれあらた)

年があらたまれば心もあらたまる。心があらたまればおめでたい。正月だけがめでたいのではない。心があらたまったとき、それはいつでもおめでたい。

きのうもきょうも、自然の動きには何ら変わりはない。照る陽、吹く風、みな同じ。それでも心があらたまれば、見るもの聞くものが、みな新しい。

年の始めは元日で、一日の始めは朝起きたとき。年の始めがおめでたければ、朝起きたときも同じこと。毎朝、心があらたまれば、毎日がお正月。あらたまった心には、すべてのものが新しく、すべてのものがおめでたい。

きのうはきのう、きょうはきょう。きのうの苦勞をきょうまで持ち越すことはない。

「一日の苦勞は一日にて足れり」というように、きょうはまたきょうの運命がひらける。きのうの分まで背負ってはいられない。毎日が新しく、毎日が門出である。

日々是新なれば、すなわち日々是好日。素直で謙虚で、しかも創意に富む人は、毎日が明るく、毎日が元気。

さあ、みんな元気で、新しい日々を迎えよう。

(松下幸之助著作より)